**「適格請求書発行事業者」登録申請に係る確認書**

令和　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 税理士(税理士法人) |  | 様 |

私は、「適格請求書(インボイス)発行事業者」の登録申請手続きについて、貴方から以下の項目についての説明を受けました。その結果、私は本登録申請について以下のとおり希望します。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録申請する。 | ①　課税事業者である。 |
| ②　課税事業者を選択する。 |
| 登録申請しない。 | ③　免税事業者のままとする。 |
| ④　課税事業者であるが、インボイス発行事業者を選択しない。 |
| 後日判断する。 | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在地 |  | |
| 名称 |  | |
| 代表者氏名 |  | 印 |

(以下、「甲」とします。)

|  |  |
| --- | --- |
| **【共通】** | |
|  | 適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られるが、適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意である。 |
|  | 登録を受けなければ、適格請求書を交付できないため、取引先は仕入税額控除を行うことができない。ただし、経過措置により、一定の要件の下、その取引先は令和５年10月１日から令和８年９月30日までの間の取引は仕入税額相当額の80％、令和８年10月1日から令和11年９月30日までの間の取引は仕入税額相当額の50％の控除を受けられる。令和11年10月１日からは仕入税額控除は不可となる。 |
|  | 適格請求書発行事業者は、課税事業者の求めに応じて、適格請求書等を交付する義務、交付した適格請求書等の写しを保存する義務等がある。また、その写しは交付した日(電磁的記録を提供した日)の属する課税期間の末日の翌日から２月を経過した日から７年間の保存義務がある。 |
|  | 個人事業者の場合、登録申請書と併せて「公表事項の公表(変更)申出書」を提出することで、適格請求書発行事業者の「屋号」「通称又は旧姓」「主たる事務所の所在地」等の公表が可能であること。 |
|  | 一度付番された登録番号は、変更することはできない。 |
|  | 適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、基準期間の課税売上高が、1,000万円以下になっても免税事業者とならず消費税申告は必要となるため、1,000万円以下となった場合は再度税理士に相談すること。 |
|  | 新たに設立された法人が、(個人事業者の新規開業等の場合も同様)事業を開始した課税期間の末日までに、事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を提出することで、登録時期の特例の適用を受けることができる。 |
|  | 登録の通知には電子による通知と紙による通知がある。登録申請書をe-Taxにより提出して、電子での通知を希望することで速やかに電子通知が行われる。登録通知書は原則として再発行を行われないため、特に紙による通知を希望する場合は、注意する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **①　課税事業者　⇒　課税事業者(適格請求書発行事業者)** | |
|  | 登録の取消しを求める場合は、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出することになる。登録取消しに係る手続上の留意点については下記参照。 |
|  | 適格請求書発行事業者の登録と関係なく課税事業者となるとき（基準期間の課税売上高が1,000万円を超える場合など）は、２割特例の適用は出来ない。 |
|  | 課税事業者が登録を受ける場合は、登録日から適格請求書発行事業者となり、登録希望日の記載は出来ない。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **②　免税事業者　⇒　課税事業者(適格請求書発行事業者)** | |
|  | 令和５年10月１日から令和11年９月30日までの間に登録を受ける場合は、「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要はない(登録の経過措置)。 |
|  | 「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、令和５年10月１日前から課税事業者となっている場合には「２割特例」の適用がないため、「２割特例」の適用を受ける場合には「消費税課税事業者選択不適用届出書」を令和５年10月１日を含む課税期間の末日までに提出する。 |
|  | 簡易課税制度を選択する場合は、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する。ただし、登録日から課税事業者となる経過措置の適用を受け、その登録を受けた課税期間から簡易課税制度の適用を受ける場合は、登録を受けた日の属する課税期間の末日までにその旨(その課税期間から適用を受ける旨)を記載した同届出書を提出する。また、申告時に「２割特例」による申告を選択することも可能。 |
|  | 免税事業者が登録を受けた場合、登録日から課税期間の末日までの取引について、消費税の申告が必要。 |
|  | 課税期間の初日から登録を受けようとする場合は、同日から起算して15日前の日までに、登録申請書を提出しなければならない。期限が土日祝日の場合、その翌日に延長される。 |
|  | 登録を受けた日から２年を経過する日の属する課税期間の末日までは、納税義務がある(令和５年10月１日の属する課税期間に登録を受けた場合を除く)。 |
|  | 登録を取り消し免税事業者になる場合は、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、かつ、消費税課税事業者選択不適用届出書(登録の経過措置適用者は不要)を税務署長に提出する必要があること。登録取消しに係る手続上の留意点については下記参照。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **③　免税事業者　⇒　免税事業者(登録をしない)** | |
|  | 今回は登録の申請をしない。 |
|  | 取引価額について値引を要請される可能性があることについて、説明を行い、甲は了承した。 |
|  | 適格請求書を発行できない。 |
|  | 適格請求書と誤認される書類の交付は禁止。違反すれば罰則規定がある。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **④　課税事業者　⇒　課税事業者(登録をしない)** | |
|  | 今回は登録の申請をしない。 |
|  | 取引価額について値引を要請される可能性があることについて、説明を行い、甲は了承した。 |
|  | 消費税等の申告は必要である。 |
|  | 基準期間の課税売上高が1,000万円以下になり、事業者免税点制度が適用されれば免税事業者となる。 |
|  | 適格請求書を発行できない。 |
|  | 適格請求書と誤認される書類の交付は禁止、違反すれば罰則規定がある。 |

**登録取消を求める場合の手続上の留意点**

|  |  |
| --- | --- |
| 登録の取消しを求める場合は「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を所轄税務署長に提出することになる。登録を取り消しても、課税事業者である場合には消費税の申告が必要。 | |
|  | 「翌」課税期間の初日から15日前の日までに提出した場合  届出書を提出した日の属する課税期間の「翌」課税期間から失効 |
|  | 「翌」課税期間の初日から15日前の日後に提出した場合  届出書を提出した日の属する課税期間の「翌々」課税期間から失効  ※「翌課税期間の初日から15日前の日」が土曜日、日曜日、休日その他一般の休日、又は12月29日～31日であったとしても、これらの日の翌日とはならない。 |